

平成20年5月23日

組合(支部・連合会)各位

全国海運組合連合会

若年船員OJT助成制度改定のお知らせ

総連合会では、新6級海技士養成講習受講者を初回雇い入れから6ヶ月を経過した時点でOJT助成制度の対象(30万円/人)としておりますが、今般、同受講者の対象年齢制限を解除すると共に、更に6ヶ月間継続雇用した場合には15万円/人を追加助成することとし、別紙の通り要領が改正されましたのでお知らせいたします。

以 上

若年船員OJT助成制度

平成15年2月6日 第498回理事会承認
平成19年9月13日 第539回理事会承認
平成20年5月15日 第543回理事会承認

(目的)

第1条 本制度は、若年船員を初めて内航船に雇用してOJT教育（「船上教育訓練」をいう。）を実施する組合員に対し助成金を交付することにより、若年内航船員の早期育成を図ることを目的とする。

(申請資格者)

第2条 750総トン未満の船舶を所有する資本金5千万円以下の組合員であって、海員学校（海上技術学校、海上技術短期大学校をいう。）もしくは水産高校（船舶職員養成施設として指定を受けている課程に限る）の新卒者を雇用した組合員又は船員教育機関卒業者以外の若年者を雇用し6級海技士（航海）第一種養成施設を修了させた組合員は、初回雇入から6ヶ月を経過した時点において、助成金の交付を申請することができる。

ただし、次の組合員は、交付の対象から除外する。

- 一 日本内航海運組合総連合会（以下、「総連合会」という。）の規定及び内航海運業法に違反している者。
 - 二 総連合会手数料規約に基づき納付を必要とする手数料、建造等納付金、解撤等猶予納付金、構造改善対策賦課金、違反船正常化納付金、海外売船納付金、臨時投入納付金等のうち、当該組合員が納付しなければならないものがある場合にその未納者。
- 2 女性を内航船員として採用した組合員については、前項の規定のうち、船舶の総トン数及び資本金の制限は適用しない。

(交付対象者及び交付額)

第3条 海員学校もしくは水産高校の新卒者で30才未満で雇用された者又は6級海技士（航海）第一種養成施設を修了して雇用された者を対象として、1人につき30万円を雇用主である組合員に交付する。

- 2 前条第1項の時点からさらに6ヶ月間交付対象者の雇入が継続した場合には、15万円の助成金を雇用主である組合員に交付する。

(交付申請)

第4条 申請者は次の書類を添え、所属組合経由で総連合会宛申請するものとする。

ただし、船員手帳の交付を受けていない者に係る申請及び申請時に在職していない若年船員に係る申請には適用しない。

- 一 交付申請書（様式第1）
- 二 6級海技士（航海）第一種養成施設修了証書又は海員学校・水産高校の卒業証明書の写

三 船員手帳の次のページの写

イ 船員手帳番号記載ページ

ロ 第1ページ及び第2ページ

ハ 雇入又は雇止の公認印のある総てのページ

四 船員保険の標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬改定通知書の写、国民健康保険の加入者（家族船員）の場合は、賃金台帳の写（直近のもの）

2 交付申請は申請条件を満たしてから1年以内とする。

（申請受付期間及び交付期限）

第5条 申請受付期間及び交付期限は次のとおりとする。

回数	申請受付期間	交付期限
第1回	9月1日～10月20日	11月30日
第2回	1月10日～2月20日	3月31日

（交付決定通知書）

第6条 総連合会は、提出書類に基づき船員対策委員会で審査し、理事会の承認を経て交付を決定し、当該組合員宛通知する。

（不正受給の扱い）

第7条 不正受給が判明した場合は、直ちに当該組合員より返還させるものとする。

附 則（平成15年2月6日）

（施行期日）

この制度は、平成15年4月1日から実施し、平成15年3月以降に卒業し雇入れた新卒者及び平成15年度に実施される海技大学の船舶基礎講習課程を修了した者に係る申請から適用する。

附 則（平成19年9月13日）

（施行期日）

この改正（第2条第1項、第3条、第4条第1項第二号、第6条の改正）は、平成19年9月13日から実施し、改正後の規程は、平成19年4月1日より適用する。

附 則（平成20年5月15日）

（施行期日）

この改正（第1条、第2条第1項、第3条の改正）は、平成20年5月15日から実施し、改正後の規程は、平成20年4月1日より適用する。

若年船員〇JT助成制度新旧対照表 (案)

現 行 規 程	改 正 規 程
<p>若年船員〇JT助成制度</p> <p>平成15年2月6日 第498回理事会承認 平成19年9月13日 第539回理事会承認</p> <p>(目的) 第1条 本制度は、満30歳未満の若年船員を初めて内航船に雇用して〇JT教育(「船上教育訓練」をいう。)を実施する組合員に対し助成金を交付することにより、若年内航船員の早期育成を図ることを目的とする。</p> <p>(申請資格者) 第2条 750総トン未満の船舶のみを所有する資本金5千万円以下の組合員であって、海員学校(海上技術学校、海上技術短期大学校をいう。)もしくは水産高校(船舶職員養成施設として指定を受けている課程に限る)の新卒者を雇用した組合員又は船員教育機関卒業者以外の若年者を雇用し6級海技士(航海)第一種養成施設を修了させた組合員は、初回雇入から6ヶ月を経過した時点において、助成金の交付を申請することができる。ただし、次の組合員は、交付の対象から除外する。 一 日本内航海運組合総連合会(以下、「総連合会」という。)の規定及び内航海運業法に違反している者。 二 総連合会手数料規約に基づき納付を必要とする手数料、建造等納付金、解散等猶予納付金、構造改善対策課金、違反船正常化納付金、海外売却納付金、臨時投入納金等のうち、当該組合員が納付しなければならないものがある場合にその未納者。 2 女性を内航船員として採用した組合員については、前項の規定のうち、船舶の総トン数及び資本金の制限は適用しない。</p> <p>(交付対象者及び交付額) 第3条 30才未満で雇用され、海員学校もしくは水産高校の新卒者又は6級海技士(航海)第一種養成施設を修了した者を対象として、1人につき30万円を雇用主である組合員に交付する。</p>	<p>若年船員〇JT助成制度</p> <p>平成15年2月6日 第498回理事会承認 平成19年9月13日 第539回理事会承認 平成20年5月15日 第543回理事会承認</p> <p>(目的) 第1条 本制度は、若年船員を初めて内航船に雇用して〇JT教育(「船上教育訓練」をいう。)を実施する組合員に対し助成金を交付することにより、若年内航船員の早期育成を図ることを目的とする。</p> <p>(申請資格者) 第2条 750総トン未満の船舶を所有する資本金5千万円以下の組合員であって、海員学校(海上技術学校、海上技術短期大学校をいう。)もしくは水産高校(船舶職員養成施設として指定を受けている課程に限る)の新卒者を雇用した組合員又は船員教育機関卒業者以外の若年者を雇用し6級海技士(航海)第一種養成施設を修了させた組合員は、初回雇入から6ヶ月を経過した時点において、助成金の交付を申請することができる。ただし、次の組合員は、交付の対象から除外する。 一 日本内航海運組合総連合会(以下、「総連合会」という。)の規定及び内航海運業法に違反している者。 二 総連合会手数料規約に基づき納付を必要とする手数料、建造等納付金、解散等猶予納付金、構造改善対策課金、違反船正常化納付金、海外売却納付金、臨時投入納金等のうち、当該組合員が納付しなければならないものがある場合にその未納者。 2 女性を内航船員として採用した組合員については、前項の規定のうち、船舶の総トン数及び資本金の制限は適用しない。</p> <p>(交付対象者及び交付額) 第3条 海員学校もしくは水産高校の新卒者で30才未満で雇用された者又は6級海技士(航海)第一種養成施設を修了して雇用された者を対象として、1人につき30万円を雇用主である組合員に交付する。 2 前条第1項の時点からさらに6ヶ月間交付対象者の雇入が継続した場合には、15万円の助成金を雇用主である組合員に交付する。</p>

現 行 規 程	改 正 規 程
<p style="text-align: center;">第4条～第7条略</p> <p>附 則 (平成15年2月6日) (施行期日) この制度は、平成15年4月1日から実施し、平成15年3月以降に卒業し雇入れた新卒者及び平成15年度に実施される海技大学の船舶基礎講習課程を修了した者に係る申請から適用する。</p> <p>附 則 (平成19年9月13日) (施行期日) この改正 (第2条第1項、第3条、第4条第1項第二号、第6条の改正) は、平成19年9月13日から実施し、改正後の規程は、平成19年4月1日より適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第4条～第7条略</p>
	<p>附 則 (平成20年5月15日) (施行期日) この改正 (第1条、第2条第1項、第3条の改正) は、平成20年5月15日から実施し、改正後の規程は、平成20年4月1日より適用する。</p>